

アナログ規制の点検・見直し (見直し工程表)

令和6年3月25日
福島県行政経営課

1. 点検・見直しの目的等

(1) 目的

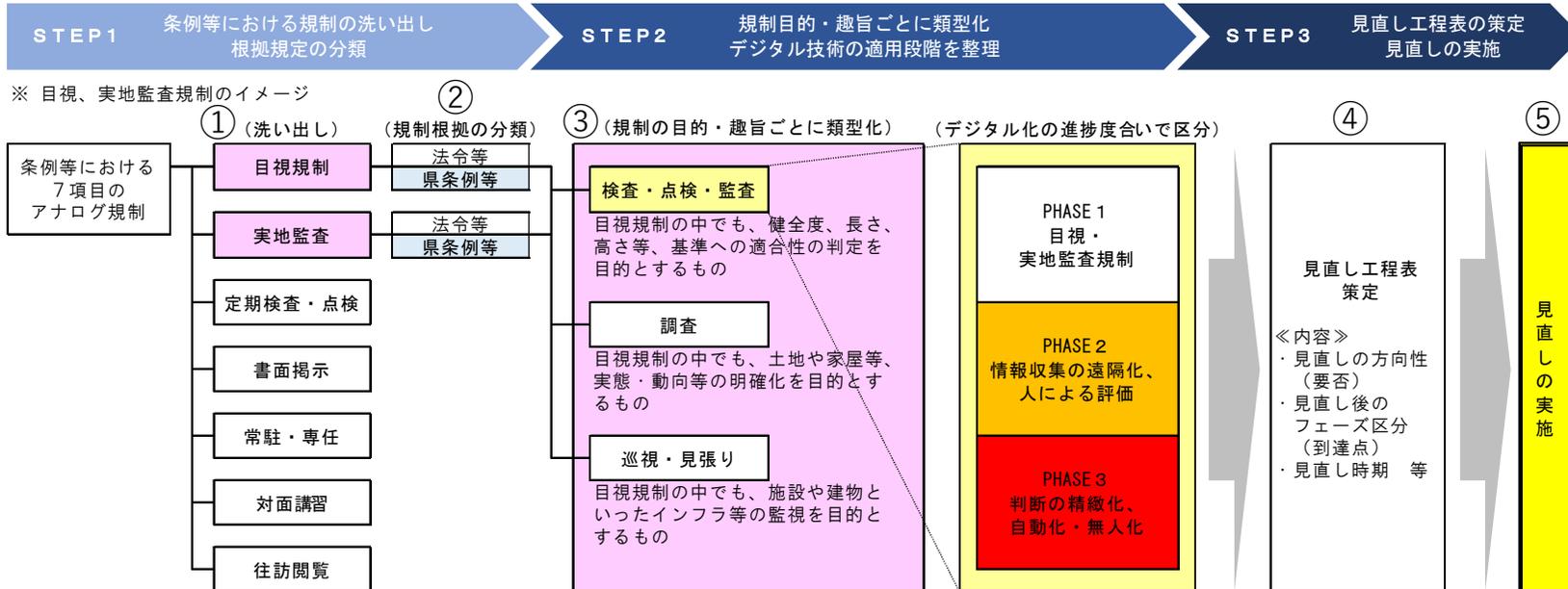
⇒ 条例等に基づく県独自のアナログ規制について、規制の見直しに取り組むことで、**県民の利便性の向上**及び業務効率化に伴う**職員の負担軽減と生産性の向上**を実現するため、国による法令等の点検・見直しの動きと合わせて、**県全体のデジタル化を推進**する。

(2) 点検・見直しの進め方

- ① 対象となる規制の洗い出し（代表的なアナログ規制7項目に該当する規制を洗い出し）※県例規集より抽出
- ② 規制根拠の分類（制定根拠（県規制／国規制）を分類）
- ③ 規制の類型化・フェーズの区分（目的・趣旨ごとに類型を整理＋デジタル化の進捗度合いを3段階で区分）
- ④ 見直し工程表の策定（見直しの方向性、見直し後のフェーズ区分（到達点）、見直し時期等を設定）
- ⑤ 見直しの実施（見直し工程表に基づき、所管部局において条例等の改正を含む見直しを実施）

点検・見直しの進め方

- 【STEP 1】 条例等において代表的な7項目のアナログ規制に該当する規制を洗い出し、規制の根拠（法令等、条例等）を分類
- 【STEP 2】 規制の趣旨・目的ごとに類型を整理し、その上で、デジタル技術が適用されている段階を3つに区分
- 【STEP 3】 以上を踏まえて、見直し工程表を策定し、類型・フェーズごとに横断的な見直しを実施



2. 点検・見直しの対象範囲

(1) 対象範囲

⇒ 本県で定める条例等（条例、規則、告示、訓令、規程）の規定

(2) 対象とするアナログ規制項目

⇒ 国が作成した点検・見直しに係るマニュアルを踏まえ、本県が策定した「アナログ規制（書面・対面規制）の点検・見直し方針」（R5.6月策定）に記載している代表的なアナログ規制7項目を対象

<代表的なアナログ規制7項目>

規制項目	規制の内容
① 目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
② 実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
③ 定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
④ 常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
⑤ 対面講習規制	資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
⑥ 書面掲示規制	資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
⑦ 往訪閲覧・縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるものうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

3. 洗い出しと見直し分類

○ アナログ規制対象件数：632件

- ・ 県の条例等による規制（県規制）：276件 ⇒ 県においてデジタル活用等による見直しを検討
- ・ 国の法令等による規制（国規制）：356件 ⇒ 国の法令改正等に従い対応

<対象の洗い出し結果>

規制項目	抽出件数 ※1	規制該当件数		
		県規制	国規制	
①目視	102	70	62	8
②実地監査	1	1	1	0
③定期検査・点検	73	52	30	22
④常駐・専任	381	114	9	105
⑤対面講習	225	140	6	134
⑥書面掲示	5,306	112	66	46
⑦往訪閲覧・縦覧	265	143	102	41
計	6,353	632	276	356

<県規制の見直し分類>

規制項目	件数	見直し分類			
		見直し ※2	継続検討 ※3	現状維持 ※4	デジタル 完結 ※5
①目視	62	12	11	39	0
②実地監査	1	1	0	0	0
③定期検査・点検	30	0	7	23	0
④常駐・専任	9	0	2	7	0
⑤対面講習	6	4	0	1	1
⑥書面掲示	66	11	17	26	12
⑦往訪閲覧・縦覧	102	48	21	29	4
計	276	76	58	125	17

<注釈>

- ※1 抽出件数 ⇒ 県例規集からアナログ規制に該当する可能性があるキーワードを含む規定として抽出した件数。
- ※2 見直し ⇒ デジタル手段の導入などを進めていくもの。
- ※3 継続検討 ⇒ デジタル技術の適用段階（技術の進展）等を注視しながら、デジタル化に向けて検討していくもの。
- ※4 現状維持 ⇒ 実物・現物の確認が必須であるものや国の取扱いに準拠しているものなど、現状においてアナログ手段による実施（アナログ手段とデジタル手段の並行運用を含む。）もやむを得ないと考えられるもの。
- ※5 デジタル完結 ⇒ 原則デジタル手段（フェーズ3）で実施しているもの。

4. 見直しの具体例

目視規制

人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制

実地監査規制

人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制

対面講習規制

資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制

◆行政財産の返還【総務部】

⇒ R 5 年度見直し

福島県公有財産規則

【見直し前】

行政財産の返還を受けるときは、使用許可を受けるものの立会いを求め、**実地に検査**



【見直し後】

実地のみでなく、**写真等による確認**も可能となるよう見直す。



◆外来種等に関する調査【生活環境部】

⇒ R 6 年度見直し

福島県野生動植物の保護に関する条例

【見直し前】

外来種等について、その個体の生息又は生育の状況、生息地又は生育地の状況等について、**実地に調査**



【見直し後】

実地でなくても確認できる内容については、**資料確認等**の対応が可能となるよう見直す。



◆包括外部監査人による監査【総務部】

⇒ R 5 年度見直し

福島県外部監査契約に基づく監査に関する条例

【見直し前】

県の委託を受けた包括外部監査人が、**実地により直接確認**し、監査を実施



【見直し後】

実地でなくても確認できる内容については、**オンライン会議システム等を活用**することを可能となるよう見直した。



◆屋外広告物に係る講習会【土木部】

⇒ R 6 年度見直し

福島県屋外広告物条例、同条例施行規則

【見直し前】

講習会受講希望者が、県又は中核市に受講の希望を申請し、**対面により講習会**を実施



【見直し後】

eラーニングや**オンライン会議システム等**を活用した受講が可能となるよう見直す。



4. 見直しの具体例

➤ 書面掲示規制

資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制

➤ 往訪閲覧・縦覧規制

申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

◆除去した工作物等に係る情報の掲示【土木部】

⇒ R 6 年度見直し

福島県都市公園条例

【見直し前】

公園管理者が、損害が生じると認められる工作物等を除去等した場合は、除去した工作物等に係る必要事項について、所管建設事務所等の**掲示板に掲示**



【見直し後】

ホームページ等で確認可能となるよう見直す。



◆聴聞期日等の掲示【警察本部】

⇒ R 6 年度見直し

福島県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則

【見直し前】

聴聞の期日及び場所を記載した書面を聴聞を行う事務所の**掲示板に掲示**



【見直し後】

ホームページ等への掲示も可能となるよう見直す。



◆公文書の開示【総務部、各行政委員会等】

⇒ R 6 年度見直し

福島県情報公開条例等

【見直し前】

開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、或いは**写しの交付**により実施



【見直し後】

公文書の電子化の進捗状況に合わせて、窓口において、**電子データで公文書を閲覧・交付**ができるよう見直す。



◆特定小売商業施設新設等に係る届出の縦覧【商工労働部】 ⇒ R 6 年度見直し

福島県商業まちづくりの推進に関する条例

【見直し前】

設置者の届出書について、本庁・出先機関、関係市町村において**期間を設けて紙で閲覧**



【見直し後】

紙による閲覧に加え、時間・場所を問わず**ホームページ等で確認**可能となるよう見直す。



5. 今後の対応方針（案）

(1) 「見直し」（76件）

⇒ 現場の実態等を踏まえ、見直し内容を精査しつつ、所管部局において**着実に見直し**（規則等改正、運用変更など）を行う。
（※別紙「アナログ規制の点検・見直し工程表」のとおり。）

※ R6年度末までに見直し予定・・・63件

※ R7年度以降・・・・・・・・・・・・・13件

(2) 「継続検討」（58件）

⇒ デジタル技術の適用段階（技術の進展）等を注視しながら、所管部局において**検討を継続**する。

(3) 「現状維持」（125件）

⇒ 真にアナログ手段を維持すべきかについて、**国の動向や技術の進展等を踏まえ、再検討**していく。



今後も福島県行財政改革推進本部及び福島県デジタル社会形成推進本部等において、**進捗管理等を行う**。

規制項目	県規定	見直し		継続検討		現状維持	デジタル 完結
		R6年度末 までに 見直し予定	R7年度 以降	R6末までに 対応を検討	今後の状況の 変化を踏まえ 検討 (R7以降)		
①目視	62	7	5	3	8	39	0
②実地監査	1	1	0	0	0	0	0
③定期検査・点検	30	0	0	0	7	23	0
④常駐・専任	9	0	0	0	2	7	0
⑤対面講習	6	4	0	0	0	1	1
⑥書面掲示	66	10	1	4	13	26	12
⑦往訪閲覧・縦覧	102	41	7	0	21	29	4
合計	276	63	13	7	51	125	17

アナログ規制の点検・見直し工程表（見直し76件）

No.	①規制区分	②部署名	③調査名	④条例名	⑤条項	⑥条文/規定内容	⑦類型	⑧現在のフェーズ	⑨現在の運用方法・手段	⑩見直しによって目指すフェーズ	⑪見直し内容	⑫見直し時期
1	目視規制	総務部	財産管理課	福島県公有財産規則	第三十七条	(使用許可に係る行政財産の返還) 第三十七条 使用許可の期間満了又は使用許可の取消しにより当該使用許可に係る行政財産の返還を受けるときは、当該使用許可を受けた者の立会いを求め、当該行政財産について 実地点検し なければならない。	類型1 検査・点検・監査	フェーズ1 (目視・実地監視規制)	使用許可の満了時等の返還の検査にあたっては、相手方立ち会いのうえ、職員による実地検査を原則としている。	フェーズ2 (情報収集の透明化、人による評価)	使用許可に係る行政財産の返還時の検査について、実地検査のみでなく、写真等による検査も可能となるよう変更する。	令和5年度中
2	目視規制	生活環境部	環境共生課	福島県環境影響評価条例	第三十五条	(立入調査等) 第三十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、対象事業に係る工事着手した後、対象事業を実施している者又は対象事業を実施した者に対し、対象事業の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は当該職員に、対象事業の実施に係る区域に 立ち入り 、対象事業の実施状況を検査させ、若しくは対象事業の環境影響を調査させることができる。	類型2 調査	フェーズ1 (目視・実地監視規制)	対象事業に対する実施状況の報告にあたっては、職員の対面又は書面による実施を原則としている。対象事業の実施状況の検査等にあたっては、職員による実地検査を原則としている。	フェーズ2 (情報収集の透明化、人による評価)	実地だけでなく報告・調査できるものについては、オンラインを活用する。	令和7年度以降
3	目視規制	生活環境部	自然保護課	福島県自然環境保全条例	第三十三条	(報告及び検査等) 第三十三条 知事は、保安地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第十五条第四項若しくは第十六条第三項第七号の規定による許可を受けた者若しくは第二十三条第二項若しくは第二十三条第三項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命じられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に保安地域内に 立ち入り 、建築物内に 立ち入り 、第十五条第四項各号、第十六条第三項各号、第十七条第一項各号若しくは第二十三条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれららの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。	類型1 検査・点検・監査	フェーズ1 (目視・実地監視規制)	報告・立入にあたっては、職員が実地で行うことを原則としている。	フェーズ2 (情報収集の透明化、人による評価)	実地検査のうち、実地だけでなく確認できる内容（遠望体観や情報請求の確認・指導等）については、オンライン会議システム等を活用することを可能とする。	令和7年度以降
4	目視規制	生活環境部	自然保護課	福島県立自然公園条例	第十六条	(報告徴収及び立入検査) 第十六条 知事は、保安地域内を通行する者に対し、この条例の規定の施行に必要な限度において、その公道事業の執行状況その他必要な事項に調査を求め、又はその職員に、その公道事業に係る施設に 立ち入り 、設備、機器、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に提示しなければならない。 2 前項の規定による 立入検査 をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。	類型1 検査・点検・監査	フェーズ1 (目視・実地監視規制)	報告・立入にあたっては、職員が実地で行うことを原則としている。	フェーズ2 (情報収集の透明化、人による評価)	実地検査のうち、実地だけでなく確認できる内容（遠望体観や情報請求の確認・指導等）については、オンライン会議システム等を活用することを可能とする。	令和7年度以降
5	目視規制	生活環境部	自然保護課	福島県立自然公園条例	第二十九条	(報告徴収及び立入検査) 第二十九条 知事は、第二十三条から前条までの規定の施行に必要な限度において、指定区域等内に対し、その指定区域等内に関し調査を求め、又はその職員に、指定区域等内 立ち入り 、指定区域等内の境界線、標識その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に提示することができる。 2 前項の規定による 立入検査 をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。	類型1 検査・点検・監査	フェーズ1 (目視・実地監視規制)	報告・立入にあたっては、職員が実地で行うことを原則としている。	フェーズ2 (情報収集の透明化、人による評価)	実地検査のうち、実地だけでなく確認できる内容（遠望体観や情報請求の確認・指導等）については、オンライン会議システム等を活用することを可能とする。	令和7年度以降
6	目視規制	生活環境部	自然保護課	福島県立自然公園条例	第三十三条	(報告徴収及び立入検査) 第三十三条 (略) 2 知事は、第二十一条第三項、第二十二條第三項第七号、第三十一条第二項又は前条の規定による処分をするに当たっては、その必要の程度に於いて、その職員に、保安地域内及び保安地域内の土地若しくは建築物内に 立ち入り 、第二十一条第三項各号、第二十二條第三項第七号若しくは第三十一条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれららの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。 3 前項の規定による 立入検査 又は 立入調査 をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。	類型1 検査・点検・監査	フェーズ1 (目視・実地監視規制)	報告・立入にあたっては、職員が実地で行うことを原則としている。	フェーズ2 (情報収集の透明化、人による評価)	実地検査のうち、実地だけでなく確認できる内容（遠望体観や情報請求の確認・指導等）については、オンライン会議システム等を活用することを可能とする。	令和7年度以降
7	目視規制	生活環境部	自然保護課	福島県野生動物の保護に関する条例	第二十九条	(外来種等に関する調査等) 第二十九条 県は、外来種その他の域内へ人介して移入された種(以下「外来種等」という。)で、希少野生動物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすもの及び、その個体の生息又は生育の状況、その個体の生息状況又は生育の状況、その個体が希少野生動物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすもの等の必要な事項について調査をし、及び希少野生動物の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	類型2 調査	フェーズ1 (目視・実地監視規制)	外来種等の調査にあたっては、職員が実地で行うことを原則としている。	フェーズ2 (情報収集の透明化、人による評価)	実地だけでなく確認できる内容については、資料を提出させる等の対応を可能にする。	令和6年度中
8	目視規制	保健福祉部	保健福祉総務課	福島県社会福祉施設本館の建築費執行規則	第七條	(使用料金の免除等の通知) 第七條 知事は、前条第二項又は第三項の規定により又はセンター使用料免除申請又は福島県本館の臨時定額料免除申請書福島県本館の臨時定額料免除申請書の提出があったときは、当該免除申請書の審査が完了してから当該免除等により、免除期間の発生をいつからいつまでとする。当該免除期間についてはその金額に関し、速やかに決定するものとする。	類型2 調査	フェーズ1 (目視・実地監視規制)	免除申請書の提出があったときは、当該申請書の審査により免除の決定を行うが、決定の判断に当たっては、必要に応じて現地調査等を行うこととしている。	フェーズ2 (情報収集の透明化、人による評価)	現地調査のうち、実地だけでなく確認できる内容については、オンライン会議システム等を活用することを可能とする。	令和6年度中
9	目視規制	企業局	企業総務課	福島県企業用財産規程	第104条	(検査) 第104条 調査したテナビの検査は、出納が行なわれるものとする。 2 前項の調査において、 検査 上必要があるときは、出納係の署名する職員は、当該検査 立会い をしなければならない。	類型1 検査・点検・監査	フェーズ1 (目視・実地監視規制)	検査に当たっては、職員が実地で行うことを原則としている。	フェーズ2 (情報収集の透明化、人による評価)	出納係がオンラインでも検査ができるよう見直しを行う。	令和5年度中
10	目視規制	企業局	企業総務課	福島県企業用財産規程	第140条	(検査) 第140条 固定資産管理検査は、使用者が当該使用に係る固定資産の使用を終了するときは、当該使用の終了の日前1月までにその旨を記載した文書を提出しなければならない。 2 固定資産管理検査は、使用者から使用に係る固定資産の引渡しを受けるときは、使用者の立会いを求め、当該固定資産について実地に検査をしなければならない。	類型1 検査・点検・監査	フェーズ1 (目視・実地監視規制)	検査に当たっては、職員が実地で行うことを原則としている。	フェーズ2 (情報収集の透明化、人による評価)	管理費がオンラインでも検査できるよう見直しを行う。	令和5年度中
11	目視規制	企業局	企業総務課	福島県企業用財産規程	第221条	(検査) 第221条 契約検査若しくは契約検査が指定する職員又は出納係(以下「検査員」と総称する。)は、工事等の請負契約その他の契約に係る工事等又は給付が完了したときは、当該工事等又は給付の完了に係る確認につき、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に際し、当該契約に係る監督員の立会いを求め、当該工事等又は給付の内容について、 検査 をしなければならない。	類型1 検査・点検・監査	フェーズ1 (目視・実地監視規制)	検査に当たっては、職員が実地で行うことを原則としている。	フェーズ2 (情報収集の透明化、人による評価)	検査員がオンラインでも検査ができるよう見直しを行う。	令和5年度中
12	目視規制	企業局	企業総務課	福島県企業用財産規程	第223条	(財務事務の調査) 第223条 管理者は、次に掲げる者が所管する物件の状況その他の関係に関する事項について、職員のうちから検査員を命じて 検査 を行わせることができる。 1 検査員は、前項第一号の調査を指定する機関に実施させることができる。	類型1 検査・点検・監査	フェーズ1 (目視・実地監視規制)	検査に当たっては、職員が実地で行うことを原則としている。	フェーズ2 (情報収集の透明化、人による評価)	検査員がオンラインでも検査ができるよう見直しを行う。	令和5年度中
13	実地監視規制	総務部	職員研修課	福島県外部監査契約に基づく監査に関する条例	第二条	(調査) 第二条 第二百二十二条の二十九に規定する外部監査又は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について調査を行うことができる。 (消費者生活に関する事項に付する調査) (消費者生活に関する事項に付する調査)	類型1 検査・点検・監査	フェーズ1 (目視・実地監視規制)	調査を受けた者を含む外部監査人が、自ら定めたテーマに係る関係書類について、実地による調査を行うこととしている。	フェーズ2 (情報収集の透明化、人による評価)	実地検査のうち、実地だけでなく確認できる内容（遠望体観や情報請求の確認・指導等）については、オンライン会議システム等を活用することを可能とする。	令和5年度中
14	対面講習規制	生活環境部	消費生活課	福島県消費生活センター条例施行規則	第五條	第五條 知事は、当該消費生活センターにおいて消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第八條第一項各号に掲げる事項に従事する職員に対し、その職員の向上のための研修会の機会を確保するものとする。	類型1 講習	フェーズ2 (デジタル技術の活用による一部オンライン化等)	県民生活センター内各区域のための研修会と、オンラインによる配信型での研修を実施している。	フェーズ2 (デジタル技術の活用による一部オンライン化等)	オンラインでの研修機会を増加させるとともに、eラーニングなどの研修ができるように実用面を充実している。	令和5年度中
15	対面講習規制	保健福祉部	食品衛生課	福島県食品衛生法施行規則	第五條	(講習) 第五條 施行規則別表第十七の(ウ)の都道府県知事が指定する講習会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一 保健所長が行う食品衛生責任者養成するための講習会 二 他都道府県知事が指定する講習会 2 知事は、前項第一号の講習会を指定する機関に実施させることができる。	類型1 講習	フェーズ1 (対面規制あり又は解釈不明)	本講習会の指定機関である公益社団法人福島県食品衛生協会が、参加者の講習会を随時開催している。	フェーズ2 (デジタル技術の活用による一部オンライン化等)	本講習会の指定機関である公益社団法人福島県食品衛生協会が、eラーニングによる講習会を開催している。	令和5年度中
16	対面講習規制	土木部	都市計画課	福島県屋外広告物条例	第二十四条	(講習会) 第二十四条 知事は、規則で定めるところにより、広告物の表示及び掲出物の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。	類型1 講習	フェーズ1 (対面規制あり又は解釈不明)	講習会受講希望者が、又は中継市に受講の希望を申請し、対面により講習会を実施している。	フェーズ2 (デジタル技術の活用による一部オンライン化等)	対面により実施されている講習について、eラーニングやオンライン会議システム等を使用した受講が可能となるよう変更する。	令和6年度中
17	対面講習規制	土木部	都市計画課	福島県屋外広告物条例施行規則	第十七條	(講習会等) 第十七條 条例第二十条第一項の講習会は、次に掲げる事項について行うものとする。 一 屋外広告物の表示に関する事項 二 屋外広告物の表示方法に関する事項 三 屋外広告物の施工に関する事項	類型1 講習	フェーズ1 (対面規制あり又は解釈不明)	講習会受講希望者が、又は中継市に受講の希望を申請し、対面により講習会を実施している。	フェーズ2 (デジタル技術の活用による一部オンライン化等)	対面により実施されている講習について、eラーニングやオンライン会議システム等を使用した受講が可能となるよう変更する。	令和6年度中
18	書面提示規制	総務部	行政総務課	福島県行政執行条例	第十五条	(公正な競争の確保) 第十五条 行政執行は、競争を行うに当たっては、競争を行うべき期日までに相当の期間において、不利な身分の者たる人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 1 行政執行は、不利な身分の者たる人となるべき者の所在が明らかでない場合においては、第一号の規定による通知は、その者の氏名、開標に当たり行政執行に附する事項及び当該行政執行の開始に係る事項を記載した書面をいつてもその者に交付する旨を当該行政執行の開始に係る事項に記載することによって行うことができる。この場合においては、 開示 を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。	類型2 公開証明書等以外の情報の開示	フェーズ1 (デジタル化を一切否定しない)	開示が不利利益を行う場合に必要と認められる部分の内容等を示す事前の通知について、相手方の所在が分からない場合には、開示の事務所の掲示欄に掲示することにより行っている。	フェーズ2 (一部開示している)	開示の事務所の掲示欄へ掲示に加え、開示の事務所のコンピュータへの表示によることを可能にする等の見直しを行う。	令和6年度中
19	書面提示規制	生活環境部	一般廃棄物課	福島県浄化槽保守点検業者登録条例	第十三条	(登録証の掲示) 第十三条 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに、その見やすい場所に登録証を掲げなければならない。	類型1 公開証明書等の掲示	フェーズ1 (デジタル化を一切否定しない)	浄化槽保守点検業者の登録された事業者に対し、登録証を画面により営業所内に掲示することとしている。	フェーズ2 (一部開示している)	ホームページでも閲覧できるよう見直し。	令和6年度中

【別紙】

No.	①規制区分	②部門名	③課室名	④条例名	⑤条項	⑥条文/規定内容	⑦類型	⑧現在のフェーズ	⑨現在の運用方法・手段	⑩見直しによって目指すフェーズ	⑪見直し内容	⑫見直し時期
39	住訪閲覧・閲覧規制	生活環境部	自然保護課	福島県立自然公園条例	第四十条	(風景物保護協定の取扱い) 第四十条 知事は、風景物保護協定を締結しようとするとき、又は前条第五項の規定による風景物保護協定の認可の申請があったときは、規則で定めることにより、その旨を公示し、当該風景物保護協定の当該公示の日から二週間経過するまでに供出しなければならない。 2 前項の規定による公示があったときは、関係者は、同項の期間満了の日までに、当該風景物保護協定について、知事に意見を提出することができる。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・開覧	フェーズ1（紙・人の在）	風景物保護協定締結時の閲覧について、紙で印刷したものを案内に併せている。	フェーズ2（デジタル原則に適合する手段を可とする）	時期・場所を問わずインターネット上で確認可能となるよう見直しを行う。	令和6年度中
40	住訪閲覧・閲覧規制	生活環境部	自然保護課	福島県立自然公園条例	第四十三条	(風景物保護協定の取扱い) 第四十三条 知事は、風景物保護協定を締結し、又は前条の認可をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示し、かつ、当該風景物保護協定の写しを公衆の目に供することにより、当該風景物保護協定区域である箇所を当該区域内に明示しなければならない。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・開覧	フェーズ1（紙・人の在）	風景物保護協定締結後の閲覧について、紙で印刷したものを案内に併せている。	フェーズ2（デジタル原則に適合する手段を可とする）	時期・場所を問わずインターネット上で確認可能となるよう見直しを行う。	令和6年度中
41	住訪閲覧・閲覧規制	商工労働部	経営企画課	資金決済法施行規則	第八條	(取扱い) 第八條 登録簿を閲覧しようとする者は、資金業者登録簿閲覧申込書(様式第一号)に必要な事項を記入して知事に提出しなければならない。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・開覧	フェーズ1（紙・人の在）	閲覧所を経営企画課内に設け、申請者は申し出ることによって登録簿を閲覧することとしている。	フェーズ2（デジタル原則に適合する手段を可とする）	資金業者登録簿がデジタルで閲覧可能となるよう見直しを検討する。	令和6年度中
42	住訪閲覧・閲覧規制	商工労働部	商業まちづくり課	福島県商業まちづくりの推進に関する条例	第九條	(新設の届出) 第九條 特定小売商業施設の新設(建築物の床面積を変更し、又は既存の建築物の全部若しくは一部の用途を変更することにより特定小売商業施設となる場合)であつて、その変更により増加する床面積の算出が困難なときは当該増加する床面積が基準面積を超え、その増加分はその必要により増加する建築物の延べ面積が基準面積以上となる場合を含む。以下同じ。)を行う者(小売業を行うための店舗以外の用に供し、又は供させるためその建築物の一部の新設をする若しくはその増築を兼ねるものとし、小売業を行うための店舗の用に供し、又は供させるためその建築物の一部の新設をする若しくは設置している建築物若しくはその増築を含む。以下同じ。)は、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届書(以下「新設届出書」という。)により、その旨を知事に届け出なければならない。 1 ～～八 (略) 2 (略) ～～六 (略) 3 (略) 4 知事は、第一項の規定による届出があつたときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該届出の概要を公示するとともに、当該届出及びその添付資料等を公示の日の翌日から起算して三月間公衆の目に供しなければならない。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・開覧	フェーズ1（紙・人の在）	設置者の届出書について、来庁・出先機関、関係市町村において期間を設けて紙で閲覧できるようにしている。	フェーズ2（デジタル原則に適合する手段を可とする）	新設の届出の閲覧について、時期・場所を問わずインターネット上で確認可能となるよう見直しを行う。	令和6年度中
43	住訪閲覧・閲覧規制	商工労働部	商業まちづくり課	福島県商業まちづくりの推進に関する条例	第十三條	(市町村の長等の意見) 第十三條 知事は、第九條第四項の公告の日から三月以内に、関係市町村の長に、規則で定めるところにより、当該公告に係る新設届出の内容について、商業まちづくりの推進の視点からの意見及びその理由を聴かなければならない。 2 関係市町村の市長等(当該市町村の区域内に居住する者、当該市町村において事業活動を行う者及び当該市町村に存する団体を含む。次項において同じ。)は、第九條第四項の公告の日翌日から起算して三月以内に、知事に対し、当該公告に係る新設届出の内容について、商業まちづくりの推進の視点からの意見を述べることができる。 3 (略) ～～六 (略) 4 知事は、第一項の規定による意見の聴取をしたときは第二項の規定による意見の聴取があつたときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該聴取した意見及び当該聴取があつた意見の概要を公示するとともに、これらの意見を公告の日の翌日から起算して一月間公衆の目に供しなければならない。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・開覧	フェーズ1（紙・人の在）	関係市町村及び関係市町村の市長等の意見について、来庁・出先機関、関係市町村において期間を設けて紙で閲覧できるようにしている。	フェーズ2（デジタル原則に適合する手段を可とする）	市町村の長等の意見の閲覧について、時期・場所を問わずインターネット上で確認可能となるよう見直しを行う。	令和6年度中
44	住訪閲覧・閲覧規制	商工労働部	商業まちづくり課	福島県商業まちづくりの推進に関する条例	第十四條	(届書の取扱い) 第十四條 知事は、前条第四項の公告の日の翌日から起算して三月以内かつ第九條第一項又は第十條第二項の届出があつた日の翌日から起算して七月以内に、前条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見に照らし、同条第三項第一号から第五号までに掲げる事項を整理し、新設届出等に対し、当該公告に係る新設届出の内容について、商業まちづくりの推進の視点から、意見を有する場合には当該意見を述べるとし、意見を有しない場合にはその旨を通知するものとする。 2 (略) 3 知事は、規則で定めるところにより、第一項の規定による意見の聴取した場合は当該意見の概要を、同項の規定による意見の聴取しなかった場合はその旨を、速やかに公告するとともに、当該意見又は通知の内容を公告の日の翌日から起算して一月間公衆の目に供しなければならない。 4 新設届出等は、第一項の規定により知事が意見を述べたときは、当該意見について対応及びその理由を知事に報告しなければならない。 5 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該報告の概要を公示するとともに、当該報告の内容を公告の日の翌日から起算して一月間公衆の目に供しなければならない。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・開覧	フェーズ1（紙・人の在）	県の意見について、来庁・出先機関、関係市町村において期間を設けて紙で閲覧できるようにしている。	フェーズ2（デジタル原則に適合する手段を可とする）	県の意見等の閲覧について、時期・場所を問わずインターネット上で確認可能となるよう見直しを行う。	令和6年度中
45	住訪閲覧・閲覧規制	商工労働部	商業まちづくり課	福島県商業まちづくりの推進に関する条例	第十五條	(動向の報告) 第十五條 知事は、前条第四項の規定により報告があつた新設届出等若しくは同条第一項の規定により知事が述べた意見を適正に反映し、かつ、当該対応に基づき特定小売商業施設の建設がなされたと商業まちづくりの推進に著しく支障を及ぼすおそれがあるとき認めるときは、その報告を受けた日の翌日から起算して二月以内に、新設届出等若しくは、相当の期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。 2 (略) 3 (略) 4 新設届出等は、第一項の規定による勧告を受けたときは、遅滞なく、当該勧告についての対応及びその理由を知事に報告しなければならない。 5 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該報告の概要を公示するとともに、当該報告の内容を公告の日の翌日から起算して一月間公衆の目に供しなければならない。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・開覧	フェーズ1（紙・人の在）	知事の勧告について、来庁・出先機関、関係市町村において期間を設けて紙で閲覧できるようにしている。	フェーズ2（デジタル原則に適合する手段を可とする）	勧告をした旨及び勧告への対応内容の閲覧について、時期・場所を問わずインターネット上で確認可能となるよう見直しを行う。	令和6年度中
46	住訪閲覧・閲覧規制	土木部	都市計画課	福島県開発登録簿閲覧規則	第一條	(登録簿の取扱い) 第一條 都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第四十六条に規定する開発登録簿(以下「登録簿」という。)、は、この規則の定めるところにより福島県開発登録簿閲覧規則(以下「閲覧規則」という。)において行われなければならないとする。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・開覧	フェーズ1（紙・人の在）	申請者が、各建設事務所へ向いて開発登録簿閲覧名簿に所定の事項を記載し、紙で当該登録簿を閲覧している。	フェーズ2（デジタル原則に適合する手段を可とする）	登録簿をデータ化して閲覧する方法を検討する。	令和7年度以降
47	住訪閲覧・閲覧規制	土木部	都市計画課	福島県開発登録簿閲覧規則	第二條	(閲覧所の場所) 第二條 登録簿の閲覧所は、開発許可に係る工事が行なわれる土地の所在地を所轄する福島県建設事務所(以下「建設事務所」という。)に置く。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・開覧	フェーズ1（紙・人の在）	申請者が、各建設事務所へ向いて開発登録簿閲覧名簿に所定の事項を記載し、紙で当該登録簿を閲覧している。	フェーズ2（デジタル原則に適合する手段を可とする）	登録簿をデータ化して閲覧する方法を検討する。	令和7年度以降
48	住訪閲覧・閲覧規制	土木部	都市計画課	福島県開発登録簿閲覧規則	第三條	(閲覧時間) 第三條 登録簿の閲覧時間は、次条の定定期日を除き、午前八時四十五分から午後五時までとする。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・開覧	フェーズ1（紙・人の在）	申請者が、各建設事務所へ向いて開発登録簿閲覧名簿に所定の事項を記載し、紙で当該登録簿を閲覧している。	フェーズ2（デジタル原則に適合する手段を可とする）	登録簿をデータ化して閲覧する方法を検討する。	令和7年度以降
49	住訪閲覧・閲覧規制	土木部	都市計画課	福島県開発登録簿閲覧規則	第六條	(電子申請) 第六條 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備えてある開発登録簿閲覧機(別記様式)に所定の事項を記入し、所轄の建設事務所内に提示しなければならない。 (電子申請) 第七條 登録簿を閲覧する者は、登録簿の閲覧に關し所轄の建設事務所の長の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 一 登録簿を閲覧所に持ち出さないこと。 二 登録簿を破損又は汚損しないこと。 2 前項の規定に違反した者に対しては、その閲覧を停止し、又は禁止するものとする。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・開覧	フェーズ1（紙・人の在）	申請者が、各建設事務所へ向いて開発登録簿閲覧名簿に所定の事項を記載し、紙で当該登録簿を閲覧している。	フェーズ2（デジタル原則に適合する手段を可とする）	登録簿をデータ化して閲覧する方法を検討する。	令和7年度以降
50	住訪閲覧・閲覧規制	土木部	建築指導課	福島県高齢者向け住宅登録簿閲覧規則	第一條	第一條 高齢者の居住の定着等に關する法律(平成二十六年法律第二十六号)第二條の規定による高齢者向け住宅登録簿(以下「登録簿」という。)(別記は、この規則の定めるところにより、福島県高齢者向け住宅登録簿閲覧規則(以下「閲覧規則」という。))において行うものとする。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・開覧	フェーズ1（紙・人の在）	サービス付き高齢者向け住宅登録簿については、出先機関において紙で閲覧できるようにしている。	フェーズ2（デジタル原則に適合する手段を可とする）	サービス付き高齢者向け住宅を登録しているシステムにアクセスすることによる閲覧を可能とする。	令和6年度中
51	住訪閲覧・閲覧規制	土木部	建築指導課	福島県高齢者向け住宅登録簿閲覧規則	第六條	(取扱い) 第六條 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備えてある閲覧簿に住所及び氏名を記入し、かつ、当該登録簿を閲覧しようとするときは、閲覧所に備えてある閲覧簿に住所及び氏名を記入し、かつ、当該登録簿を閲覧しようとするときは、閲覧所において紙で閲覧できるようにしている。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・開覧	フェーズ1（紙・人の在）	サービス付き高齢者向け住宅登録簿を閲覧しようとする者は、出先機関において紙で閲覧可能な住所及び氏名を記入することとしている。	フェーズ2（デジタル原則に適合する手段を可とする）	サービス付き高齢者向け住宅を登録しているシステムにアクセスすることによる閲覧を可能とする。	令和6年度中
52	住訪閲覧・閲覧規制	土木部	建築指導課	福島県建築計画概要書等閲覧規則	第一條	(建築計画概要書等の取扱い) 第一條 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第九十三条の二(同法第八十八條第二項において準用する場合を含む。)(の規定による建築計画概要書、用途別概要書、定期調書等概要書、定期報告書等概要書、建築基準法による区分等の概要書及び全棟計画概要書(以下「概要書」という。)(別記は、この規則の定めるところにより、福島県建築計画概要書等閲覧規則(以下「閲覧規則」という。))において行うものとする。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・開覧	フェーズ1（紙・人の在）	建築計画概要書等については、出先機関において紙で閲覧できるようにしている。	フェーズ2（デジタル原則に適合する手段を可とする）	建築確認申請等の情報を管理する国の台システムが改修予定であり、改修後にシステムにアクセスすることで閲覧が可能となる見込み。	令和7年度以降

【別紙】

No.	①規制区分	②部門等名	③課室等名	④条例等名	⑤条項	⑥条文/規定内容	⑦類型	⑧現在のフェーズ	⑨現在の運用方法・手段	⑩見直しによって 目指すフェーズ	⑪見直し内容	⑫見直し時期
53	住訪閲覧・複製規制	土木部	建築指導課	福岡県建築計画審査等関係規則	第七七条	(複製の手続) 第七七条 審査書を閲覧しようとする者は、 申請 し届書及び封入してある 閲覧簿 に住所及び氏名を記入しなければならない。	類型2申請等によらない公的情報の複製・閲覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	建築計画審査書等閲覧しようとする者は、出先機関において紙の閲覧簿に住所及び氏名を記入することとしている。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	閲覧簿をメール等での受け付けを可能とする。	令和6年度中
54	住訪閲覧・複製規制	土木部	建築指導課	福岡県宅地建物取引業者名簿閲覧規則	第一一条	(名簿等の複製) 第一一条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第八條第一項の規定による宅地建物取引業者名簿(以下第三項第一項の規定による宅地建物取引業者の登録及び別法第九條の規定による変更の届出にかゝる書類(以下「名簿等」という。))は、福岡県宅地建物取引業者名簿等所収(以下「 名簿 」という。))において、この規則の定めることにより、一般の 開示 に供するものとする。	類型2申請等によらない公的情報の複製・閲覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	宅地建物取引業者名簿については、本庁において紙で閲覧できるようにしている。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	宅地建物取引業者等の情報を管理するシステムが閲覧に対応できるように整備されれば、システムにアクセスすることで閲覧が可能となる。	令和7年度以降
55	住訪閲覧・複製規制	土木部	建築指導課	福岡県宅地建物取引業者名簿閲覧規則	第七七条	(複製の手続) 第七七条 名簿等を閲覧しようとする者は、別記様式による宅地建物取引業者名簿 閲覧簿 に住所及び氏名を記入し、これを係長に提出しなければならない。	類型2申請等によらない公的情報の複製・閲覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	宅地建物取引業者名簿等を閲覧しようとする者は、本庁において紙の閲覧申込書に所定の事項を記入し、これを係長に提出しなければならない。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	閲覧簿をメール等での受け付けを可能とする。	令和6年度中
56	住訪閲覧・複製規制	土木部	建築指導課	福岡県不動産特定共同事業名簿等及び不動産特定共同事業登録簿等閲覧規則	第六六条	(複製の手続) 第六六条 名簿等を閲覧しようとする者は、不動産特定共同事業名簿等/小規模不動産特定共同事業登録簿等/ 閲覧 申込書(別記様式)に所定の事項を記入し、これを係長に提出しなければならない。	類型2申請等によらない公的情報の複製・閲覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	不動産特定共同事業名簿等を閲覧しようとする者は、本庁において紙の閲覧申込書に所定の事項を記入し、これを係長に提出しなければならない。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	閲覧簿をメール等での受け付けを可能とする。	令和6年度中
57	住訪閲覧・複製規制	収用委員会	—	福岡県収用委員会保有する公文書の開示等に関する規則	第八八条	(公文書の開示) 第八八条 条例第十六条第一項の規定による公文書(公文書を複製した物を含む。以下この条において同じ。))の開示は、委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。 2 委員会は、公文書の 開取 、 開取 又は複製をする者が当該公文書を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれららの行為をするおそれがあるときは、当該公文書の 開取 、 開取 又は複製を中止させ、又は禁止することができる。	類型1申請等による公的情報の開取・複製	フェーズ1 (紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での開取等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の開取、 開取 又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	公文書の電子化の進捗状況に合わせて、窓口において電子データの公文書を開取・交付ができるようにする。	令和6年度中
58	住訪閲覧・複製規制	収用委員会	—	福岡県収用委員会保有する公文書の開示等に関する規則	第九九条	(電磁的記録の開示の方法) 第九九条 条例第十六条第二項の実施細則が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。 一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の 開取 若しくはその写しの交付又は専用機器(開示決定を受けたもの 開取 、 開取 又は複製の用に供されているもの)による開示。以下同じ。にこれより再生したものの 開取 、 開取 若しくは複製若しくはそれを複製した物の交付 二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの 開取 、 開取 若しくは複製又はそれを複製した物の交付	類型1申請等による公的情報の開取・複製	フェーズ1 (紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での開取等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の開取、 開取 又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	公文書の電子化の進捗状況に合わせて、窓口において電子データの公文書を開取・交付ができるようにする。	令和6年度中
59	住訪閲覧・複製規制	企業課	企業総務課	福岡県公益企業の管理者の権限を行う知事保有する公文書の開示等に関する規則	第八八条	(開示の場所) 第八八条 条例第十六条第一項の規定による公文書(公文書を複製した物を含む。以下この条において同じ。))の開示は、知事が指定する日時及び場所において行うものとする。 2 知事は、公文書の 開取 、 開取 又は複製をする者が当該公文書を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれららの行為をするおそれがあるときは、当該公文書の 開取 、 開取 又は複製を中止させ、又は禁止することができる。	類型1申請等による公的情報の開取・複製	フェーズ1 (紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での開取等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の開取、 開取 又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	公文書の電子化の進捗状況に合わせて、窓口において電子データの公文書を開取・交付ができるようにする。	令和6年度中
60	住訪閲覧・複製規制	企業課	企業総務課	福岡県公益企業の管理者の権限を行う知事保有する公文書の開示等に関する規則	第九九条	(電磁的記録の開示の方法) 第九九条 条例第十六条第二項の実施細則が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。 (1) 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の 開取 若しくはその写しの交付又は専用機器(開示決定を受けたもの 開取 、 開取 又は複製の用に供されているもの)による開示。以下同じ。にこれより再生したものの 開取 、 開取 若しくは複製若しくはそれを複製した物の交付 (2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの 開取 、 開取 若しくは複製又はそれを複製した物の交付	類型1申請等による公的情報の開取・複製	フェーズ1 (紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での開取等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の開取、 開取 又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	公文書の電子化の進捗状況に合わせて、窓口において電子データの公文書を開取・交付ができるようにする。	令和6年度中
61	住訪閲覧・複製規制	病院課	病院総務課	福岡県医療事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規則	第八八条	(開示の場所) 第八八条 条例第十六条第一項の規定による公文書(公文書を複製した物を含む。以下この条において同じ。))の開示は、管理者が指定する日時及び場所において行うものとする。 2 管理者は、公文書の 開取 、 開取 又は複製をする者が当該公文書を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれららの行為をするおそれがあるときは、当該公文書の 開取 、 開取 又は複製を中止させ、又は禁止することができる。	類型1申請等による公的情報の開取・複製	フェーズ1 (紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での開取等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の開取、 開取 又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	公文書の電子化の進捗状況に合わせて、窓口において電子データの公文書を開取・交付ができるようにする。	令和6年度中
62	住訪閲覧・複製規制	病院課	病院総務課	福岡県医療事業管理者が取り扱う個人情報保護に関する規則	第六六条	(開示の実施) 第六六条 条例第十六条第一項の規定による保有個人情報の開示は、管理者が指定する日時及び場所において行うものとする。 2 管理者は、条例第十六条第二項又は第三項の規定により保有個人情報の 開取 、 開取 又は複製をする者が当該 開取 、 開取 又は複製に係る物を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれららの行為をするおそれがあるときは、当該 開取 、 開取 又は複製を中止させ、又は禁止することができる。	類型1申請等による公的情報の開取・複製	フェーズ1 (紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での開取等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の開取、 開取 又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	公文書の電子化の進捗状況に合わせて、窓口において電子データの公文書を開取・交付ができるようにする。	令和6年度中
63	住訪閲覧・複製規制	議会事務局	総務課	政治情理の確立のための福岡県議会の議員の職務等に関する条例施行規則	第十一条	(報告書の開取) 第十一条 条例第五十五条第二項の規定による報告書の開取(以下「報告書の開取」という。))は、当該報告書を探出すべき期間の末日の日から起算して六十日を経過する日の翌日からすることができる。 2 報告書の開取は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。 3 報告書の 開取 をする者(以下「 閲覧者 」という。))は、報告書を前掲の場所以外の場所に持ち出してはならない。	類型2申請等によらない公的情報の複製・閲覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	報告書の開取については、現在、紙による提出を想定した規格・様式となっているため、開取についても、紙により実施している。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	電子データでの報告書の開取が可能となるよう、報告書の提出等について令和5年度中の決定を予定している。	令和5年度中
64	住訪閲覧・複製規制	議会事務局	総務課	福岡県政治活動費の交付に関する条例施行規則	第六六条	(収支報告書等の開取) 第六六条 条例第十二条第二項の規定による収支報告書等の開取は、当該収支報告書を探出すべき期間の末日の日から起算して六十日を経過した日の翌日からすることができる。 2 条例第十二条第二項の規定による収支報告書等の開取を請求しようとする者は、政治活動費収支報告書等開取請求書(様式別表第1号)を提出しなければならない。 3 条例第十二条第二項の規定による収支報告書等の 開取 は、議会事務局が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。	類型2申請等によらない公的情報の複製・閲覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	収支報告書等の開取については、現在、紙による提出を想定した規格・様式となっているため、開取についても、紙により実施している。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	電子データでの報告書の開取が可能となるよう、報告書の提出等について令和5年度中の決定を予定している。	令和5年度中
65	住訪閲覧・複製規制	議会事務局	総務課	福岡県議会情報公開条例	第十七条	(開示の実施) 第十七条 議員は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対してその開示請求に係る公文書を開示しなければならない。 2 公文書の開示は、文書又は図画については 開取 又は写しの交付により、電磁的記録についてはその複製、情報化の進捗状況等を勘案して開取が定められる方法により行う。	類型1申請等による公的情報の開取・複製	フェーズ1 (紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での開取等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の開取、 開取 又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	公文書の電子化の進捗状況に合わせて、窓口において電子データの公文書を開取・交付ができるようにする。	令和6年度中
66	住訪閲覧・複製規制	議会事務局	総務課	福岡県議会情報公開条例	第二十七条	(提出済みの開取) 第二十七条 審査請求人等は、審査会に対し、第二十四条第三項若しくは第四項又は前条第一項の規定による審査会に提出された意見書又は材料(電磁的記録)等については、当該電磁的記録に記録された事項を複製した電磁的記録を提出することができる。この場合において、審査会は、第三者の権利を侵害するおそれがあるときのあるときその公正な理由を説明する必要がある。その 開取 に係ることはできない。 2 審査会は、前条の規定による 開取 を怠るときは、当該 開取 に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。 3 審査会は、第一項の規定による 開取 について、日時及び場所を指定することができる。	類型1申請等による公的情報の開取・複製	フェーズ1 (紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での開取等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の開取、 開取 又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	公文書の電子化の進捗状況に合わせて、窓口において電子データの公文書を開取・交付ができるようにする。	令和6年度中
67	住訪閲覧・複製規制	議会事務局	総務課	福岡県議会が保有する公文書の開示等に関する規則	第八八条	(公文書の開示) 第八八条 条例第十六条第一項の規定による公文書(公文書を複製した物を含む。以下この条において同じ。))の開示は、議長が指定する日時及び場所において行うものとする。 2 議長は、公文書の 開取 、 開取 又は複製をする者が当該公文書を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれららの行為をするおそれがあるときは、当該公文書の 開取 、 開取 又は複製を中止させ、又は禁止することができる。	類型1申請等による公的情報の開取・複製	フェーズ1 (紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での開取等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の開取、 開取 又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	公文書の電子化の進捗状況に合わせて、窓口において電子データの公文書を開取・交付ができるようにする。	令和6年度中
68	住訪閲覧・複製規制	議会事務局	総務課	福岡県議会が保有する公文書の開示等に関する規則	第九九条	(電磁的記録の開示の方法) 第九九条 条例第十七条第二項の実施細則が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。 一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の 開取 若しくはその写しの交付又は専用機器(開示決定を受けたもの 開取 、 開取 又は複製の用に供されているもの)による開示。以下同じ。にこれより再生したものの 開取 、 開取 若しくは複製若しくはそれを複製した物の交付 二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの 開取 、 開取 若しくは複製又はそれを複製した物の交付	類型1申請等による公的情報の開取・複製	フェーズ1 (紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での開取等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の開取、 開取 又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	公文書の電子化の進捗状況に合わせて、窓口において電子データの公文書を開取・交付ができるようにする。	令和6年度中

【別紙】

No.	①規制区分	②部局等名	③課室等名	④条例等名	⑤条項	⑥条文/規定内容	⑦類型	⑧現在のフェーズ	⑨現在の運用方法・手段	⑩見直しによって 目指すフェーズ	⑪見直し内容	⑫見直し時期
69	往訪閲覧・縦覧規制	教育委員会	教育総務課	福岡県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規則	第九条	(公文書の開示) 第八条 条例第十六条第一項の規定による公文書(公文書を複製した物を含む。以下この条において同じ。)の開示は、教育委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。 2 教育委員会は、公文書の開示、聴取又は複製を希望する者が当該公文書を変更し、汚損し、若しくは複製し、又はこれらから行爲をするおそれがあるときは、当該公文書の開示、聴取又は複製を中止し、又は禁止することができる。	類型1 申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の閲覧、聴取又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	公文書の電子化の進捗状況に合わせて、窓口において電子データの公文書を開覧・交付ができるようにする。	令和6年度中
70	往訪閲覧・縦覧規制	教育委員会	教育総務課	福岡県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規則	第九条	(電磁的記録の開示の方法) 第九条 条例第十六条第二項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。 一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の開示若しくはその写しの交付又は専用機器(開示決定を受けたものの開示、聴取又は複製の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。)により再生したものの開示、聴取若しくは複製若しくはそれを複製した物の交付 二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの開示、聴取若しくは複製又はそれを複製した物の交付	類型1 申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の閲覧、聴取又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	公文書の電子化の進捗状況に合わせて、窓口において電子データの公文書を開覧・交付ができるようにする。	令和6年度中
71	往訪閲覧・縦覧規制	監査委員事務局	監査総務課	福岡県監査委員会が保有する公文書の開示等に関する規則	第八條	(公文書の開示) 第九条 条例第十六条第一項の規定による公文書(公文書を複製した物を含む。以下この条において同じ。)の開示は、委員が指定する日時及び場所において行うものとする。 2 委員は、公文書の開示、聴取又は複製を希望する者が当該公文書を変更し、汚損し、若しくは複製し、又はこれらから行爲をするおそれがあるときは、当該公文書の開示、聴取又は複製を中止し、又は禁止することができる。	類型1 申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の閲覧、聴取又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	公文書の電子化の進捗状況に合わせて、窓口において電子データの公文書を開覧・交付ができるようにする。	令和6年度中
72	往訪閲覧・縦覧規制	監査委員事務局	監査総務課	福岡県監査委員会が保有する公文書の開示等に関する規則	第九條	(電磁的記録の開示の方法) 第九条 条例第十六条第二項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。 一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の開示若しくはその写しの交付又は専用機器(開示決定を受けたものの開示、聴取又は複製の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。)により再生したものの開示、聴取若しくは複製若しくはそれを複製した物の交付 二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの開示、聴取若しくは複製又はそれを複製した物の交付	類型1 申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の閲覧、聴取又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	公文書の電子化の進捗状況に合わせて、窓口において電子データの公文書を開覧・交付ができるようにする。	令和6年度中
73	往訪閲覧・縦覧規制	人事委員会事務局	総務管理課	福岡県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則	第八條	(公文書の開示) 第九条 条例第十六条第一項の規定による公文書(公文書を複製した物を含む。以下この条において同じ。)の開示は、人事委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。 2 人事委員会は、公文書の開示、聴取又は複製を希望する者が当該公文書を変更し、汚損し、若しくは複製し、又はこれらから行爲をするおそれがあるときは、当該公文書の開示、聴取又は複製を中止し、又は禁止することができる。	類型1 申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の閲覧、聴取又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	公文書の電子化の進捗状況に合わせて、窓口において電子データの公文書を開覧・交付ができるようにする。	令和6年度中
74	往訪閲覧・縦覧規制	人事委員会事務局	総務管理課	福岡県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則	第九條	(電磁的記録の開示の方法) 第九条 条例第十六条第二項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。 一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の開示若しくはその写しの交付又は専用機器(開示決定を受けたものの開示、聴取又は複製の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。)により再生したものの開示、聴取若しくは複製若しくはそれを複製した物の交付 二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの開示、聴取若しくは複製又はそれを複製した物の交付	類型1 申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の閲覧、聴取又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	公文書の電子化の進捗状況に合わせて、窓口において電子データの公文書を開覧・交付ができるようにする。	令和6年度中
75	往訪閲覧・縦覧規制	労働委員会事務局	審査調整課	福岡県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則	第八條	(公文書の開示) 第九条 条例第十六条第一項の規定による公文書(公文書を複製した物を含む。以下この条において同じ。)の開示は、労働委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。 2 労働委員会は、公文書の開示、聴取又は複製を希望する者が当該公文書を変更し、汚損し、若しくは複製し、又はこれらから行爲をするおそれがあるときは、当該公文書の開示、聴取又は複製を中止し、又は禁止することができる。	類型1 申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の閲覧、聴取又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	公文書の電子化の進捗状況に合わせて、窓口において電子データの公文書を開覧・交付ができるようにする。	令和6年度中
76	往訪閲覧・縦覧規制	労働委員会事務局	審査調整課	福岡県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則	第九條	(電磁的記録の開示の方法) 第九条 条例第十六条第二項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。 一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の開示若しくはその写しの交付又は専用機器(開示決定を受けたものの開示、聴取又は複製の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。)により再生したものの開示、聴取若しくは複製若しくはそれを複製した物の交付 二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの開示、聴取若しくは複製又はそれを複製した物の交付	類型1 申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の閲覧、聴取又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	公文書の電子化の進捗状況に合わせて、窓口において電子データの公文書を開覧・交付ができるようにする。	令和6年度中

【参考】類型化とフェーズ区分の考え方（「アナログ規制（書面・対面規制）の点検・見直し方針」（令和5年6月5日策定）より抜粋）

(1) 目視規制

類型	内容
類型1	検査・点検・監査
類型2	調査
類型3	巡視・見張

PHASE	内容
PHASE 1	目視・実地監査規制
PHASE 2	情報収集の遠隔化、人による評価
PHASE 3	判断の精緻化、自動化・無人化

(2) 実地監査規制

類型	内容
類型1	検査・点検・監査
類型2	調査
類型3	巡視・見張

PHASE	内容
PHASE 1	目視・実地監査規制
PHASE 2	情報収集の遠隔化、人による評価
PHASE 3	判断の精緻化、自動化・無人化

(3) 定期検査・点検規制

類型	内容
類型1	第三者検査
類型2	自主検査
類型3	調査・測定

PHASE	内容
PHASE 1	定期検査・点検規制
PHASE 2	デジタル技術の活用による規制目的の達成
PHASE 3	定期的検査・調査・測定の見直し

(4) 常駐・専任規制

類型	内容
類型1	主としてモノのチェック等のための常駐
類型2	主としてモノのチェック等のための専任
類型3	主として人への対応のための常駐
類型4	主として人への対応のための専任

PHASE	内容
PHASE 1	常駐・専任規制あり
PHASE 2	デジタル技術等の活用による規制緩和
PHASE 3	常駐・専任規制なし

(5) 対面講習規制

類型	内容
類型1	講習

PHASE	内容
PHASE 1	対面規制あり又は解釈不明確
PHASE 2	デジタル技術の活用による一部オンライン化等
PHASE 3	デジタル完結

(6) 書面揭示規制

類型	内容
類型1	公的証明書等の揭示
類型2	公的証明書等以外の情報の揭示

PHASE	内容
PHASE 1	デジタル化を一切許容しない
PHASE 2	一部許容している
PHASE 3	デジタルによる揭示を基本とする

(7) 往訪閲覧・縦覧規制

類型	内容
類型1	申請等による公的情報の閲覧・縦覧
類型2	申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧

PHASE	内容
PHASE 1	紙・人の介在
PHASE 2	デジタル原則に適合する手段を可とする
PHASE 3	デジタル完結を基本とする

<参考>押印見直しの状況（令和6年3月現在）

（1）押印見直しの目的・背景

⇒ デジタル時代を見据えたデジタルガバメント実現（手続き等のオンライン化）を背景に、行政手続きにおける県民の負担軽減と利便性向上を図ることを目的として、行政手続き及び内部手続きのうち押印を求める手続きについては、令和2年度から先行して見直しを実施。

（2）押印見直しの方向性

⇒ 手続き等のオンライン化（電子申請システムでの電子申請やメールでの受付）の実現に向け、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務を踏まえた上で、オンライン化の妨げとなる押印について徹底的に見直しを行う。

（3）押印見直しの状況

⇒ 令和2年度から実施した庁内における見直し作業の結果、県の規定等に基づき押印を求めている4,931種類のうち、9割以上に当たる4,606種類を廃止することとした。

（4）今後の取組

⇒ 押印が残る手続きについて、代替手段の確保策等と合わせ、引き続き廃止に向けて検討を進めていく。

令和6年3月現在

押印の根拠		手続 (種類)	うち廃止の可否		廃止率 (可／手続)
			可	否	
1	県規定	4,388	4,083	305	93.0%
2	根拠なし	543	523	20	96.3%
合計		4,931	4,606	325	94.7%